

金沢地裁判決取り下げに至るまでの経緯について

家庭ごみ有料化の法的根拠として、環境省・市役所は、金沢地裁判決を根拠として挙げている。原告は、「判例時報」昭和41年4月11日号掲載の判決録により原告当事者等を知り、訴訟代理人の梨木作次郎弁護士の消息を尋ね、後継弁護士事務所の金沢合同法律事務所に連絡したところ、当時の資料を所蔵されており、閲覧してよいと承諾していただいた。

2008年6月2日、原告の小林・諏訪が金沢合同法律事務所を訪れ、別記の金沢地裁判決関係書類を閲覧させていただき、判決書等をコピーさせていただいた。

翌日、金沢地裁において、さらに、金沢市役所で、関係資料をの閲覧し、コピーもいただいた。なお、後日、日本共産党金沢市議団より、金沢市議会史資料のコピーを送付いただいた。

これらの資料のうち、いくつかを添付する。その他、閲覧・入手した資料から、考えられる判決取り下げに至るまで経緯については下記のように思われる。

◎金沢地裁において、判決書原本に、「訴取下」の押印を発見。判決には既判力なし。

金沢地裁において、判決書原本を閲覧し、原告法律事務所の正本判決書と同一であることを確認した。なお、原本には、判決書最後尾欄に、「昭和41年1月28日送達原告、昭和41年1月28日送達被告」という書き込みがあり、その右側に、昭和41年（行コ）第1号昭和41年5月12日、・・・以上は縦書き、和字。更に、5月12日の下に、「訴取下」横文字の囲み枠印が押してあった。原本を閲覧・同席された金沢地裁書記官によれば、当時の資料は、これだけであるので、事情は知らないが、この判決に既判力はないことは明らかであると述べた。原告としては、原本のコピーを求めたが、当事者でないので応えられないということであった。当事者はすでに全員お亡くなりになっているので、この対策はしなかった。

◎本裁判中に、市長選挙があり、市長が交代した。

本裁判は、昭和36年9月5日金沢地裁へ告訴、原告浅井茂人ら10人・梨木作次郎ほか被告金沢市長土井登であったが、市長土井は、昭和38年1月16日任期となり、次期市長には徳田与吉郎が当選した。徳田は選挙の公約に、税外負担の解消を掲げ、当選後市議会でもごみ手数料の撤廃を発言していた。

★金沢地裁裁判記録証人調書記録より、昭和40年6月11日午後1時

証人原俊彦労働組合役員・市議の証言、

質問「土井市長の次に市長になりました現在の徳田市長は、本件で問題にしておる金沢市清掃条例を廃止する考えであるということ、金沢市議会において、言明しましたか。」

答え 「はい。」

質問 「それは何時ですか。」

答え 「実は、徳田市長が当選した38年1月の選挙の際に汲み取り手数料の廃止、税外負担の解消という公約を掲げて、そして、当選したわけではありますが、当選してから、私どもが早速公約にもとづいて、ごみ取り手数料を即時撤廃せよということを議会で主張いたしましたが、市長は、税外負担の解消については努力をしたい、ごみの手数料については財政上の問題があるので、もうしばらく待つて欲しい。・・・中略

議会での再度の追及に対して、市長は明確にごみ取り手数料は私の任期中に撤廃すること、38年第4回定例議会でも更に確認した発言をした。直ちに廃止できない理由は、財政的な理由が原因でありまして、私のみならず市議会議員全員は、昭和42年の市長任期中には必ず廃止されるというふうに確信をしております」 以上

★読売新聞記事より 昭和41年1月29日朝刊

金沢のごみ手数料・・・廃止の市長約束 しばしおあずけ

判決確定後にメド

28日金沢地裁判決で市側の勝訴となった。徳田市長はこれまで議会の答弁や婦人会の陳情に対し「ごみの手数料による収入は僅かなものであり、来年度といわないが、近いうちには廃止するつもりだと答えていた。これは見方によっては、判決がおいて黒白がはっきり

してからとも見られるが、そうすれば控訴されると再び高裁で黒白を争うことになり、市長としては裁判継続中に廃止できない状況に追い込まれるわけだ。以上。

◎ 市長交代後、徳田市長は、原告と当事者合意の上訴え取り下げ。

以上の諸資料から、訴取下げに至るまでの経緯は、ごみ手数料賦課条例を土井市長が提案市議会で議決公布、共産党市議らが条例による賦課徴収取り消し請求を金沢地裁へ告訴、昭和38年1月、市長選挙で、ごみ手数料廃止の公約をした徳田市長が当選。徳田市長は、裁判は、前任の土井市長が進めたもので、引き継いで継続していただけであり、その裁判結果を見て、原告の控訴の段階で、原告・被告当事者合意の上、訴え取下げに持ち込んだものと思われる。（諏訪 謙司）